



# 鳥取県公報

平成13年 3月 9日(金)  
号外第11号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

<b>規 則</b>	鳥取県立岩井長者寮管理規則及び鳥取県立福原荘管理規則の一部を改正する規則 (長寿社会課)..... 1
------------	--

==== 公布された規則のあらまし =====

鳥取県立岩井長者寮管理規則及び鳥取県立福原荘管理規則の一部を改正する規則

**1 鳥取県立岩井長者寮管理規則の一部改正**

(1) 岩井長者寮の使用料に係る経済的事情による区分のうちD階層又は22階層に該当するための要件となる対象収入額の範囲を4,160,881円以上(現行 4,150,081円以上)に引き上げるとともに、C10階層及びD階層並びに20階層から22階層までの使用料の額を550円引き上げることとした。(附則別表、別表関係)

(2) (1)に掲げる階層以外の階層に係る岩井長者寮の使用料の額を50円引き上げることとした。(附則別表、別表関係)

**2 鳥取県立福原荘管理規則の一部改正**

福原荘についても1と同様の処置を講ずることとした。(附則別表、別表関係)

## 規 則

鳥取県立岩井長者寮管理規則及び鳥取県立福原荘管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成13年 3月 9日

鳥取県知事 片 山 善 博

**鳥取県規則第4号**

鳥取県立岩井長者寮管理規則及び鳥取県立福原荘管理規則の一部を改正する規則

(鳥取県立岩井長者寮管理規則の一部改正)

**第1条** 鳥取県立岩井長者寮管理規則(昭和39年鳥取県規則第48号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後			
附則別表			
区 分		金額(1人月額)	
		大居室	小居室
A階層	市町村民税を納付することを要しない者	61,770円	60,770円
B階層	市町村民税のうち均等割のみ納付することを要する者	66,770円	65,770円
C 1階層	市町村民税のうち所得割を納付することを要し、かつ、所得税を納付することを要しない者	71,770円	70,770円
C 2階層	7,300円以下の所得税を納付することを要する者	76,770円	75,770円
C 3階層	7,301円以上14,900円以下の所得税を納付することを要する者	81,770円	80,770円
C 4階層	14,901円以上22,200円以下の所得税を納付することを要する者	86,770円	85,770円
C 5階層	22,201円以上29,700円以下の所得税を納付することを要する者	91,770円	90,770円
C 6階層	29,701円以上37,200円以下の所得税を納付することを要する者	96,770円	95,770円
C 7階層	37,201円以上44,600円以下の所得税を納付することを要する者	101,770円	100,770円
C 8階層	44,601円以上52,200円以下の所得税を納付することを要する者	106,770円	105,770円
C 9階層	52,201円以上59,800円以下の所得税を納付することを要する者	111,770円	110,770円
C 10階層	59,801円以上の所得税を納付することを要する者	163,070円	162,070円
D階層	対象収入額が4,160,881円以上である者	163,630円	162,630円

備考 略

改 正 前			
附則別表			
区 分		金額(1人月額)	
		大居室	小居室
A階層	市町村民税を納付することを要しない者	61,720円	60,720円
B階層	市町村民税のうち均等割のみ納付することを要する者	66,720円	65,720円
C 1階層	市町村民税のうち所得割を納付することを要し、かつ、所得税を納付することを要しない者	71,720円	70,720円
C 2階層	7,300円以下の所得税を納付することを要する者	76,720円	75,720円
C 3階層	7,301円以上14,900円以下の所得税を納付することを要する者	81,720円	80,720円
C 4階層	14,901円以上22,200円以下の所得税を納付することを要する者	86,720円	85,720円
C 5階層	22,201円以上29,700円以下の所得税を納付することを要する者	91,720円	90,720円
C 6階層	29,701円以上37,200円以下の所得税を納付することを要する者	96,720円	95,720円
C 7階層	37,201円以上44,600円以下の所得税を納付することを要する者	101,720円	100,720円
C 8階層	44,601円以上52,200円以下の所得税を納付することを要する者	106,720円	105,720円
C 9階層	52,201円以上59,800円以下の所得税を納付することを要する者	111,720円	110,720円
C 10階層	59,801円以上の所得税を納付することを要する者	162,520円	161,520円
D階層	対象収入額が4,150,081円以上である者	163,080円	162,080円

備考 略

別表（第6条の2関係）

区 分		金額（1人月額）	
		大居室	小居室
1階層	対象収入額が1,500,000円以下であるとき	61,770円	60,770円
2階層	対象収入額が1,500,001円以上1,600,000円以下であるとき	64,770円	63,770円
3階層	対象収入額が1,600,001円以上1,700,000円以下であるとき	67,770円	66,770円
4階層	対象収入額が1,700,001円以上1,800,000円以下であるとき	70,770円	69,770円
5階層	対象収入額が1,800,001円以上1,900,000円以下であるとき	73,770円	72,770円
6階層	対象収入額が1,900,001円以上2,000,000円以下であるとき	76,770円	75,770円
7階層	対象収入額が2,000,001円以上2,100,000円以下であるとき	81,770円	80,770円
8階層	対象収入額が2,100,001円以上2,200,000円以下であるとき	86,770円	85,770円
9階層	対象収入額が2,200,001円以上2,300,000円以下であるとき	91,770円	90,770円
10階層	対象収入額が2,300,001円以上2,400,000円以下であるとき	96,770円	95,770円
11階層	対象収入額が2,400,001円以上2,500,000円以下であるとき	101,770円	100,770円
12階層	対象収入額が2,500,001円以上2,600,000円以下であるとき	108,770円	107,770円
13階層	対象収入額が2,600,001円以上2,700,000円以下であるとき	115,770円	114,770円
14階層	対象収入額が2,700,001円以上2,800,000円以下であるとき	122,770円	121,770円

別表（第6条の2関係）

区 分		金額（1人月額）	
		大居室	小居室
1階層	対象収入額が1,500,000円以下であるとき	61,720円	60,720円
2階層	対象収入額が1,500,001円以上1,600,000円以下であるとき	64,720円	63,720円
3階層	対象収入額が1,600,001円以上1,700,000円以下であるとき	67,720円	66,720円
4階層	対象収入額が1,700,001円以上1,800,000円以下であるとき	70,720円	69,720円
5階層	対象収入額が1,800,001円以上1,900,000円以下であるとき	73,720円	72,720円
6階層	対象収入額が1,900,001円以上2,000,000円以下であるとき	76,720円	75,720円
7階層	対象収入額が2,000,001円以上2,100,000円以下であるとき	81,720円	80,720円
8階層	対象収入額が2,100,001円以上2,200,000円以下であるとき	86,720円	85,720円
9階層	対象収入額が2,200,001円以上2,300,000円以下であるとき	91,720円	90,720円
10階層	対象収入額が2,300,001円以上2,400,000円以下であるとき	96,720円	95,720円
11階層	対象収入額が2,400,001円以上2,500,000円以下であるとき	101,720円	100,720円
12階層	対象収入額が2,500,001円以上2,600,000円以下であるとき	108,720円	107,720円
13階層	対象収入額が2,600,001円以上2,700,000円以下であるとき	115,720円	114,720円
14階層	対象収入額が2,700,001円以上2,800,000円以下であるとき	122,720円	121,720円

15階層	対象収入額が2,800,001円 以上2,900,000円以下であるとき	129,770円	128,770円	15階層	対象収入額が2,800,001円 以上2,900,000円以下であるとき	129,720円	128,720円
16階層	対象収入額が2,900,001円 以上3,000,000円以下であるとき	136,770円	135,770円	16階層	対象収入額が2,900,001円 以上3,000,000円以下であるとき	136,720円	135,720円
17階層	対象収入額が3,000,001円 以上3,100,000円以下であるとき	144,770円	143,770円	17階層	対象収入額が3,000,001円 以上3,100,000円以下であるとき	144,720円	143,720円
18階層	対象収入額が3,100,001円 以上3,200,000円以下であるとき	152,770円	151,770円	18階層	対象収入額が3,100,001円 以上3,200,000円以下であるとき	152,720円	151,720円
19階層	対象収入額が3,200,001円 以上3,300,000円以下であるとき	160,770円	159,770円	19階層	対象収入額が3,200,001円 以上3,300,000円以下であるとき	160,720円	159,720円
20階層	対象収入額が3,300,001円 以上3,400,000円以下であるとき	163,070円	162,070円	20階層	対象収入額が3,300,001円 以上3,400,000円以下であるとき	162,520円	161,520円
21階層	対象収入額が3,400,001円 以上4,160,880円以下であるとき	163,070円	162,070円	21階層	対象収入額が3,400,001円 以上4,150,080円以下であるとき	162,520円	161,520円
22階層	対象収入額が4,160,881円 以上であるとき	163,630円	162,630円	22階層	対象収入額が4,150,081円 以上であるとき	163,080円	162,080円
備考 略				備考 略			

(鳥取県立福原荘管理規則の一部改正)

第2条 鳥取県立福原荘管理規則(昭和57年鳥取県規則第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後				改 正 前			
附則別表				附則別表			
区 分		金額(1人月額)		区 分		金額(1人月額)	
		大居室	小居室			大居室	小居室
A階層	市町村民税を納付することを要しない者	<u>61,770円</u>	<u>60,770円</u>	A階層	市町村民税を納付することを要しない者	<u>61,720円</u>	<u>60,720円</u>
B階層	市町村民税のうち均等割のみ納付することを要する者	<u>66,770円</u>	<u>65,770円</u>	B階層	市町村民税のうち均等割のみ納付することを要する者	<u>66,720円</u>	<u>65,720円</u>
C 1階層	市町村民税のうち所得割を納付することを要し、かつ、所得税を納付することを要しない者	<u>71,770円</u>	<u>70,770円</u>	C 1階層	市町村民税のうち所得割を納付することを要し、かつ、所得税を納付することを要しない者	<u>71,720円</u>	<u>70,720円</u>

C 2階層	7,300円以下の所得税を納付することを要する者	76,770円	75,770円
C 3階層	7,301円以上14,900円以下の所得税を納付することを要する者	81,770円	80,770円
C 4階層	14,901円以上22,200円以下の所得税を納付することを要する者	86,770円	85,770円
C 5階層	22,201円以上29,700円以下の所得税を納付することを要する者	91,770円	90,770円
C 6階層	29,701円以上37,200円以下の所得税を納付することを要する者	96,770円	95,770円
C 7階層	37,201円以上44,600円以下の所得税を納付することを要する者	101,770円	100,770円
C 8階層	44,601円以上52,200円以下の所得税を納付することを要する者	106,770円	105,770円
C 9階層	52,201円以上59,800円以下の所得税を納付することを要する者	111,770円	110,770円
C 10階層	59,801円以上の所得税を納付することを要する者	163,070円	162,070円
D階層	対象収入額が4,160,881円以上である者	163,400円	162,400円

備考 略

別表(第6条の2関係)

区 分	金額(1人月額)	金額(1人月額)	
		大居室	小居室
1階層	対象収入額が1,500,000円以下であるとき	61,770円	60,770円
2階層	対象収入額が1,500,001円以上1,600,000円以下であるとき	64,770円	63,770円
3階層	対象収入額が1,600,001円以上1,700,000円以下であるとき	67,770円	66,770円

C 2階層	7,300円以下の所得税を納付することを要する者	76,720円	75,720円
C 3階層	7,301円以上14,900円以下の所得税を納付することを要する者	81,720円	80,720円
C 4階層	14,901円以上22,200円以下の所得税を納付することを要する者	86,720円	85,720円
C 5階層	22,201円以上29,700円以下の所得税を納付することを要する者	91,720円	90,720円
C 6階層	29,701円以上37,200円以下の所得税を納付することを要する者	96,720円	95,720円
C 7階層	37,201円以上44,600円以下の所得税を納付することを要する者	101,720円	100,720円
C 8階層	44,601円以上52,200円以下の所得税を納付することを要する者	106,720円	105,720円
C 9階層	52,201円以上59,800円以下の所得税を納付することを要する者	111,720円	110,720円
C 10階層	59,801円以上の所得税を納付することを要する者	162,520円	161,520円
D階層	対象収入額が4,150,081円以上である者	162,850円	161,850円

備考 略

別表(第6条の2関係)

区 分	金額(1人月額)	金額(1人月額)	
		大居室	小居室
1階層	対象収入額が1,500,000円以下であるとき	61,720円	60,720円
2階層	対象収入額が1,500,001円以上1,600,000円以下であるとき	64,720円	63,720円
3階層	対象収入額が1,600,001円以上1,700,000円以下であるとき	67,720円	66,720円

4階層	対象収入額が1,700,001円 以上1,800,000円以下であるとき	<u>70,770円</u>	<u>69,770円</u>
5階層	対象収入額が1,800,001円 以上1,900,000円以下であるとき	<u>73,770円</u>	<u>72,770円</u>
6階層	対象収入額が1,900,001円 以上2,000,000円以下であるとき	<u>76,770円</u>	<u>75,770円</u>
7階層	対象収入額が2,000,001円 以上2,100,000円以下であるとき	<u>81,770円</u>	<u>80,770円</u>
8階層	対象収入額が2,100,001円 以上2,200,000円以下であるとき	<u>86,770円</u>	<u>85,770円</u>
9階層	対象収入額が2,200,001円 以上2,300,000円以下であるとき	<u>91,770円</u>	<u>90,770円</u>
10階層	対象収入額が2,300,001円 以上2,400,000円以下であるとき	<u>96,770円</u>	<u>95,770円</u>
11階層	対象収入額が2,400,001円 以上2,500,000円以下であるとき	<u>101,770円</u>	<u>100,770円</u>
12階層	対象収入額が2,500,001円 以上2,600,000円以下であるとき	<u>108,770円</u>	<u>107,770円</u>
13階層	対象収入額が2,600,001円 以上2,700,000円以下であるとき	<u>115,770円</u>	<u>114,770円</u>
14階層	対象収入額が2,700,001円 以上2,800,000円以下であるとき	<u>122,770円</u>	<u>121,770円</u>
15階層	対象収入額が2,800,001円 以上2,900,000円以下であるとき	<u>129,770円</u>	<u>128,770円</u>
16階層	対象収入額が2,900,001円 以上3,000,000円以下であるとき	<u>136,770円</u>	<u>135,770円</u>
17階層	対象収入額が3,000,001円 以上3,100,000円以下であるとき	<u>144,770円</u>	<u>143,770円</u>
18階層	対象収入額が3,100,001円 以上3,200,000円以下であるとき	<u>152,770円</u>	<u>151,770円</u>

4階層	対象収入額が1,700,001円 以上1,800,000円以下であるとき	<u>70,720円</u>	<u>69,720円</u>
5階層	対象収入額が1,800,001円 以上1,900,000円以下であるとき	<u>73,720円</u>	<u>72,720円</u>
6階層	対象収入額が1,900,001円 以上2,000,000円以下であるとき	<u>76,720円</u>	<u>75,720円</u>
7階層	対象収入額が2,000,001円 以上2,100,000円以下であるとき	<u>81,720円</u>	<u>80,720円</u>
8階層	対象収入額が2,100,001円 以上2,200,000円以下であるとき	<u>86,720円</u>	<u>85,720円</u>
9階層	対象収入額が2,200,001円 以上2,300,000円以下であるとき	<u>91,720円</u>	<u>90,720円</u>
10階層	対象収入額が2,300,001円 以上2,400,000円以下であるとき	<u>96,720円</u>	<u>95,720円</u>
11階層	対象収入額が2,400,001円 以上2,500,000円以下であるとき	<u>101,720円</u>	<u>100,720円</u>
12階層	対象収入額が2,500,001円 以上2,600,000円以下であるとき	<u>108,720円</u>	<u>107,720円</u>
13階層	対象収入額が2,600,001円 以上2,700,000円以下であるとき	<u>115,720円</u>	<u>114,720円</u>
14階層	対象収入額が2,700,001円 以上2,800,000円以下であるとき	<u>122,720円</u>	<u>121,720円</u>
15階層	対象収入額が2,800,001円 以上2,900,000円以下であるとき	<u>129,720円</u>	<u>128,720円</u>
16階層	対象収入額が2,900,001円 以上3,000,000円以下であるとき	<u>136,720円</u>	<u>135,720円</u>
17階層	対象収入額が3,000,001円 以上3,100,000円以下であるとき	<u>144,720円</u>	<u>143,720円</u>
18階層	対象収入額が3,100,001円 以上3,200,000円以下であるとき	<u>152,720円</u>	<u>151,720円</u>

19階層	対象収入額が3,200,001円 以上3,300,000円以下であ るとき	<u>160,770円</u>	<u>159,770円</u>
20階層	対象収入額が3,300,001円 以上3,400,000円以下であ るとき	<u>163,070円</u>	<u>162,070円</u>
21階層	対象収入額が3,400,001円 以上4,160,880円以下であ るとき	<u>163,070円</u>	<u>162,070円</u>
22階層	対象収入額が4,160,881円 以上であるとき	<u>163,400円</u>	<u>162,400円</u>

備考 略

19階層	対象収入額が3,200,001円 以上3,300,000円以下であ るとき	<u>160,720円</u>	<u>159,720円</u>
20階層	対象収入額が3,300,001円 以上3,400,000円以下であ るとき	<u>162,520円</u>	<u>161,520円</u>
21階層	対象収入額が3,400,001円 以上4,150,080円以下であ るとき	<u>162,520円</u>	<u>161,520円</u>
22階層	対象収入額が4,150,081円 以上であるとき	<u>162,850円</u>	<u>161,850円</u>

備考 略

附 則

この規則は、平成13年 4月 1日から施行する。

